

一者応札・一者応募に係る改善方策について

平成 21 年 6 月 19 日
株式会社日本政策金融公庫

日本政策金融公庫では、随意契約の見直し計画に基づき、競争性のある契約方式への移行を推進しているところであるが、より実質的な競争性を確保するため、「一者応札・一者応募」となった契約についての改善方策を以下のとおり策定する。

1 一者応札・一者応募の要因別類型

- (1) 業務内容が複雑である、公告情報が不明瞭である等の理由により参加者が限定されていると考えられるもの。
- (2) 業務開始までの期間が短く、人員の配置体制の構築や物品等の手配が困難である等の理由により参加者が限定されていると考えられるもの。
- (3) 競争参加資格等の応募要件に一定の制限を設けたことにより参加者が限定されていると考えられるもの。

2 類型別の改善方策

- (1) 明確な仕様書等の作成
業務内容を示す仕様書については、新規参加者においても十分理解が可能となるよう、具体的にわかりやすく記載する。
また、公告情報についても、業務内容が容易に推測できるよう、具体的に記載する。
- (2) 公告期間等の準備期間の十分な確保
参加者において、その業務内容に応じた人員確保や物品の手配に係る期間が十分確保できるよう、公告期間や応募期間、落札後から業務開始までの期間等については十分な期日を設定する。
- (3) 参加資格要件等の応募要件の緩和・見直し
官公庁との契約実績などの参加資格要件等の応募要件は、業務において真に必要な条件に限ることとし、競争を事実上制限することのないよう留意する。

(4) その他

入札等の公告については、現在当公庫のホームページや官報に掲載しているほか、業務内容に応じて業界新聞等に掲載するなどの方法により行っているが、引き続き周知媒体の拡大を検討する。